

=====
浜平税理士事務所 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
 灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

消費増税時の広告や適正転嫁確保の指針案を公表

公取委は「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン(案)」を公表しました。

公取委は「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方(案)」、消費者庁は「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方(案)」で、この両指針案は8月23日までパブリックコメントに付した後、正式に決定されることとなります。

消費者庁の指針案は、「あたかも消費者が消費税を負担していない(又は負担が軽減される)かのような誤認を消費者に与えないよう、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止するもの」との考えを示し、禁止表示の具体例として、「消費税は転嫁しません」「消費税率上昇分値引きします」「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」などを挙げました。

ただし、「消費税」といった文言を含む表現であっても、消費税分を値引きする等の宣伝や広告でなければ、禁止されません。例えば、「毎月20日は全品5%割引セール(なお、4月から消費税率が8%になります)」との表示自体では直ちに禁止されるものではありません。「消費税」の文言を含まない表現は、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当せず、原則的に容認します。

また、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも消費税分を値引きする等の宣伝や広告には該当しません。具体例として、①消費税との関連がはっきりしない「春の生活応援セール」や「新生活応援セール」など、②たまたま消費

税率の引上げ幅と一致するだけの「3%値下げ」や「3%還元」など、③たまたま消費税率と一致するだけの「10%値下げ」や「8%還元セール」などを挙げました。

一方、公取委の指針案は、消費税増税分の適正な転嫁を確保し、中小などの納入事業者を保護するため、減額・買いたたきや購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制、税抜き価格での交渉の拒否、報復行為などの禁止事項を具体的に示しました。大手小売事業者が消費税増税分の価格転嫁を拒めば、所管官庁の指導や公取委の勧告の対象となることを明記しています。

平成25年度税制改正に係る法基通を公表

国税庁はこのほど、平成25年度税制改正に係る「法人税基本通達等の一部改正について」を公表し、同年度改正で創設された所得拡大促進税制などの取扱いを示しました。

通達によると、所得拡大促進税制は、「雇用者給与等支給増加額 \geq 基準雇用者給与等支給額 \times 5%」などの3要件を全て満たせば、雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる制度ですが、通達では、①他の者から支払を受ける金額の範囲、②出向法人が負担する給与負担金の2項目が新設されました。

①では、他の者から支払を受ける金額について、例えば、法人の使用人が他の法人に出向した場合に、その出向者に対する給与を出向元法人が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人から支払を受けた給与負担金などが含まれ、判定に係る給与等支給額から控除されることを明らかにしています。また、②では、支出側の出向先法人ではその給与負担金は国内雇用者に対する給与等支給額に含まれることを明らかにしています。

=====
 ☆ ☆ ☆ 今 月 の 税 務 メ モ ☆ ☆ ☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 7月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....8月12日 |
| 2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月2日 |
| 3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月2日 |
| 4. 9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....9月2日 |